

章	該当の条項	委員名	市民自治推進委員ご意見	回答部局	回答
6	（まちづくり参画における市の責務） 第18条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。 2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。	相川委員	・拠点形成課ではどのようなワークショップを行っているのですか？	拠点形成課→【R6から都市づくり推進課・拠点形成室】	令和4年度に地元自治会、商店街組合、事業者、学識経験者、市民等の生駒駅南口エリアの関係者が集まり、公民でともに目指すまちの将来像の検討に向けたワークショップ「生駒駅南口みらいミーティング」を3度開催。それぞれが抱くまちの課題やあるべき姿、まちづくりの推進体制等についての意見交換や、まちで行ってみたいプロジェクト、あったらいいこと・ものなどを出し合いながら検討を進めた。成果として、継続的にまちづくりを進めるために、同ワークショップの参加者の中から令和5年2月に公民連携組織「生駒駅南口エリアプラットフォーム」が設立され、同組織からワークショップの検討内容を踏まえてまちの将来像や取組方針等を取りまとめた「生駒駅南口みらいビジョン（令和5年5月）」が策定・公表された。また、みらいミーティングの参加者から有志の方を募り、市民発意のプロジェクトを社会実験として実施するためのワークショップも開催、令和4年度中にまちの回遊性を高めるサインづくり、憩いの場をつくるベンチづくりや、対話の場づくりなど3つのプロジェクトが企画・実施された。
		相川委員	・事前にメンバーが重複しないよう連携を取るのは重要ですが、まちづくりに関する様々なワークショップの場合、その場で出た資料や概要については、まとめて地域に還元できていますか？	拠点形成課→【R6から都市づくり推進課・拠点形成室】	令和4年度に拠点形成課で実施した「生駒駅南口みらいミーティング」等のワークショップの内容や結果については、「生駒駅南口まちづくり通信」としてとりまとめ、ワークショップ参加者はもちろんのこと、地元自治会の協力による回覧や、生駒市公式ホームページ等で継続的に周知している。また、ワークショップで出た意見や検討の結果については、公民連携で進める社会実験等に反映しているほか、それらの取り組みについても事前に住民や事業者、来街者等に発信している。
		相川委員	・以前も質問しましたが、ファシリテーション研修の受講者が減っているのを、どう考えていますか？（とくに市民やNPOの受講者の場合）研修を受けたことがまちづくりにどう役立っていますか？（実際のワークショップで受講生が活躍できていますか？）	人事課	令和2年度に受講者が減少しましたが、新型コロナウイルスの影響によるものです。現在、ファシリテーション研修は協創力向上研修と名称と内容を変えて実施しており、今後も継続していきます。受講者が具体的にどのようにまちづくりにいかしているかまでは把握できておりませんが、市職員側の意見として、窓口部署に配属されている者などからは、日頃関わることができない市民活動団体の活動内容を知ることができて良かった旨の感想を聴いております。
		中尾委員	・ファシリテーション研修は大切。毎年実施すべき。	人事課	市民との協創力を育成する研修として、現在、ファシリテーション研修は協創力向上研修と名称と内容を変えて実施しており、今後も継続していきます。
		正垣委員	・「まちのえき」事業も「BASE生駒」事業も市民がいきいきとまちづくりに参加している様子が伝わってきて、とてもいい事業だと思いました。運営会社はどこか委託されていますか？	市民活動推進センター	今後も本事業を通じて、市民の自発的で主体的な活動を伴走支援していきます。なお、本事業における委託先はございません。
		正垣委員	・新規就農者を支援する取組はありますか？新規就農者行政事業などにも関わり、行政事業にも関わってほしいと思います。	農林課	いこまファーマーズスクール（農業以外の仕事をしながら農業を始めたい人（半農半X）、自給農や将来生業として農業に取り組みたい人など向けの講座）を開校し、新規就農者の育成を図っている。
		相川委員	・「市内の観光関連事業者」とは？ セミナーやワークショップは市が呼び掛けたメンバーだけでクローズドで行っておられるのですか？	商工観光課	市内の観光関連事業者とは、宿泊事業者や飲食店など、市内の来訪目的になる方を幅広く、観光協会などの団体も含みます。セミナーやワークショップの参加者は基本的にチラシや広報等で募集しています。直近ですと令和4年11月広報にて「みんなでつくる生駒の観光プログラム」ワークショップを募集しました。
		相川委員	・同じく観光ツアーの企画検討は、どんなメンバーでどのように行っておられるのですか？ ユニバーサル観光などの視点は入っていますか？ 市民やNPOとの協働はどのように行われていますか？	商工観光課	観光ツアーの企画は商工会議所・大学・観光協会と生駒市が官学民連携事業の一環として実施し、生駒の観光コンテンツ、コースやパンフレットの作成等を行いました。各団体のご意見が反映されているものになります。さきにもお答えしたワークショップや商工観光ビジョン等で個人、団体の方に関わっていただいています。
		清水委員	・ひまわりの集い の記載人数は、ボランティア団体の協力者の人数でしょうか？サービスを受けた参加者の人数でしょうか	地域包括ケア推進課	サービスを受けた参加者の人数です。
		藤田委員	・いきいき百歳体操は市内約100か所で行われていて、この事業は介護予防・高齢者の居場所づくり等成果が出ていると思います。事業の継続が今後の課題となってくるかと思いますが、対策は考えられていますか。	地域包括ケア推進課	事業継続に向け、出前講座の実施や令和3年度と、5年度に情報交換や各代表のモチベーション向上を目的に開催した代表者交流会を継続実施するほか、レクリエーションの提案など、参加されている市民の意向を聞いて協力するとともに、この取組に関わる各種団体とも情報交換しながら、より長く継続していただける方法を検討していきたいと考えています。
		清水委員	・地域ねつとの集い・地域ボランティア講座・認知症支援隊養成講座について R3よりもR4が人数が減少している理由は为什么呢	地域包括ケア推進課	地域ネットの集いは、例年通りの開催です。地域ボランティア講座については、令和3年度に、いきいき百歳体操代表者交流会がありましたが、4年度は実施がなかったためです。認知症支援隊養成講座については、R3：78人→R4：112人に増加しています。
		相川委員	・認知症高齢者声掛け訓練と認知症支援隊養成講座の関連は？（前者が自治会対象、後者は有志による外出同行支援という理解でいいですか？）また「認知症支援隊」として独自の活動はありますか？ 実働メンバー数やフォローアップ体制、今後の広げ方（どういう人たちをターゲットにするのか）についても知りたいです。	地域包括ケア推進課	概ねお見込みのとおりです。「認知症支援隊」は、在宅の認知症等高齢者に対し、電話や外出の同行、買い物同行などの支援を行っており、現在約35人が実際に支援活動をされています。支援隊事業は、地域包括支援センターに委託して実施しており、各圏域で、支援隊交流会などを行ったり、市役所主催で認知症の理解を深めるステップアップ講座も開催することなどでフォローアップを行っています。市民や企業の方への認知症サポーター養成講座、また認知症月間などにおける認知症啓発を通じて支援隊の活動を知っていただき、支援隊養成講座を受講し、支援隊を増やしていきたいと考えています。
		相川委員	・ミライ会議と他課のまちづくりワークショップとはどのように連携していますか？	都市計画課→【R6から都市づくり推進課】	ミライ会議のワークショップには、ファシリテーターとして関係各課の職員が参加していた。なお、令和3年度からは複合型コミュニティに組み入れたため、以降ワークショップは実施していない。
		相川委員	・ミライ会議のアンケートや出された資料などは、自治会や市民自治協議会、まちのえき等の関係者や福祉関連のNPOやボランティア、あるいは庁内でまちづくりに係る担当部局と共有できていますか？	都市計画課→【R6から都市づくり推進課】	資料等はワークショップで地域住民及び関係各課の職員に共有した。なお、令和3年度からは複合型コミュニティに組み入れたため、以降ワークショップは実施していない。
		正垣委員	・生駒駅南口みらいビジョンの実現に向けた社会実験事業では、どのような実証実験が行われ、成果はどうでしたか？	拠点形成課→【R6から都市づくり推進課・拠点形成室】	令和5年度、「生駒駅南口みらいビジョン」の実現に向け、居心地が良く歩きやすいまちなかをめざし、主に以下の2つの社会実験を実施。 ①エリアの回遊性を高める歩きやすい道路を試行するため、さくら通りへの歩道の仮設（歩車分離） ②エリア内の滞留者や滞留時間の増加を目的としたテーブル・イスの仮設（滞留空間の創出） 住民や来街者へのアンケートでは、いずれの実験においてもプラス評価の割合がマイナス評価を大きく上回るなど好評であったほか、本整備に向けた課題抽出に繋がるなど成果が得られた。
		清水委員	・PARK REMAKE QUESTの実現に至るために必要な、課に対する支援等はどうの様なことが考えられますか	みどり公園課	令和5年度では、マルシェやキッチンカー、青空リトミック、段ボールイベントなど、さまざまな公園利用のサポートを行いました。申請手続きの支援や会場の提案、調整が必要な団体等の紹介など、利用者の負担を減らせるよう伴走支援を実施しました。今後については、イベントの開催や活用方法の提案など、利活用について知ってもらえる機会を増やしていく予定です。
		相川委員	・通学路の合同点検はとても良い取組かと思いますが、子ども達は参加しないのですか？ また学校は指定避難所など地域防災拠点にもなっていると思いますが、危機管理部局や福祉部局と連携して「防災まちあるき」として実施すれば、頻度も上がり、安全・安心の効果も高まると思いますが…。	教育総務課	子どもたちが通学路の合同点検に参加することについて、基本的に平日の昼間に行っており、子どもたちは学校の授業中となっているため参加は難しいと思われる。子どもたちが主体となって地域の危険マップを作成している小学校があるので、子どもたちの意見を反映させるために、危険マップから出てきた意見を参考にして点検を行うことを検討していく。危機管理部局や福祉部局と連携して「防災まちあるき」として実施することについて、いただいた意見を参考にして、連携ができるかどうか検討していく。
		中川委員長	・学校の働き方改革に伴うクラブ活動等の指導者を地域に求めるべきという文科省方針に対応して、どのようにそれを充当するか、その計画はありますか。	教育総務課	主に地域人材を活用しながら、部活動指導員を任用している。今後は、生駒市でも部活動の地域移行を目指し、地域人材のさらなる活用を進めていく予定である。

（まちづくり参画における市の責務） 第18条 市は、まちづくりを行う市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的又は経済的環境等にかかわらず、多様な主体がまちづくりに果たす役割を重視し、人づくりの推進や権利の保障、拡大に努めなければならない。 2 市は、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民参画の拡充に努めなければならない。	清水委員	・いこま教育フォーラムの開催 開催回数が、R4 に比べR5 が減少している理由を教えてください（清水委員）	教育指導課・教育政策室	令和4年度は初年度であったことから市の教育の取組などを知ってもらうため3回実施したが、令和5年度はより教育について深めていただく機会とするため、内容を精査した結果、2回が適正であると判断したため。
	相川委員	・教育総務課も通学路の合同点検について記載されているが、教育委員会と幼保子ども園課でバラバラに合同点検を行っているのですか？対応状況を教育委員会ではホームページに公開しているようですが、幼稚園や保育園ではどうなっていますか？	幼保こども園課	幼保こども園課では、各園周辺の通園路及びお散歩コースの危険箇所の点検を園を通じて保護者や自治会の方々と協力して行っているところです。教育総務課とは事前に危険箇所を共有し、被っている部分については合同点検を行っております。また対応状況については、保護者若しくは保育者の同伴が基本であるため、園を通じて保護者等に共有する形を取っております。
	清水委員	・就学前教育・保育のあり方に関する基本方針に係るワークショップの毎年の頻度を教えてください。	幼保こども園課	就学前教育・保育のあり方に関する基本方針に係るワークショップは、「就学前教育・保育のあり方に関する基本方針」（平成30年3月策定）を策定するために平成29年9月に実施したものであり、現在は定期的に行うワークショップは実施していません。しかし、本市教育委員会は、令和2年度から3年度までにかけて保護者や地域住民が参加する地域協議会を開催し、その意見をもとに「生駒市立幼稚園の再編に係る方向性について」（令和3年11月）を策定し、この方向性に基づき、保護者や地域住民が参加する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）をなばた幼稚園と俵口幼稚園で実施しています。さらに、今後はあすか野幼稚園をはじめ他園にもこの取組を広げる方針です。
（総合計画等の策定） 第19条 市は、市民参画の下、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画（以下これらを「総合計画」という。）をこの条例の趣旨ののっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。 2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定するものとする。 3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。	正垣委員	・様々な計画が策定、更新されているようですが、経過や結果について、市民に触れる機会が少ないように思います。市のHP以外にPRされている場面はありますか？	行政経営課→【R6から企画政策課】	行政改革大綱の策定に係るパブリックコメントを募集した結果については、市のホームページ以外に、各公共施設で閲覧するとともに市議会に報告しました。 市役所、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンター I S T A はばたき、図書館、たけまるホール、コミュニティセンター、南コミュニティセンターせせらぎ 大綱策定後、毎年度、市民や学識経験者から構成する行政改革推進委員会で評価いただき、その結果をホームページで公開するとともに、市議会に報告しています。
			SDGs推進課	「生駒市の環境」（環境白書）を毎年度作成し、「環境基本計画」の進捗管理を行っている。この環境白書は、市内全小中学校や図書館などに配布している。また、どこでも講座及び小中学生向け出前授業のメニューとして設定しているほか、毎年開催しているくらしのブンカサイ（SDGs環境フェスティバル）では関連計画の進捗に応じたテーマでの啓発等を行っている。
			農林課	農業ビジョン等、策定にあたり関係者団体の他に一般市民を交えて懇話会を開催し、広く意見を募っている。
			商工観光課	商工観光ビジョンについては、市内の各施設で配布しているほか、改定の際にはキックオフシンポジウムを開催し市民にも参加いただくなど、普及啓発に努めている。
			環境保全課	令和2年3月策定の「生駒市災害廃棄物処理計画」の冊子は市内の図書施設に置いています。 また、先述の計画は計画期間を定めず、適宜必要箇所を見直すこととなっており、環境省の「災害廃棄物対策指針」を基にしているため、環境省の「災害廃棄物対策指針」が改訂されれば、当市における「生駒市災害廃棄物処理計画」も見直しを行います。
			人権施策課	計画策定に係るパブリックコメントを募集した結果については、市のホームページ以外に、各公共施設で、閲覧を実施しました。 市役所、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンター I S T A はばたき、図書館、たけまるホール、コミュニティセンター、南コミュニティセンターせせらぎ
			介護保険課	高齢者保健福祉計画第8期介護保険事業計画の実施状況については、介護保険運営協議会で報告するとともに、資料を市ホームページに掲載しています。また、介護保険サービス、健康づくりや介護予防に関する保健事業や福祉事業・地域福祉など様々なサービスや制度の周知と合わせ、本計画についての市民の理解を深めるため、広報紙やパンフレットなどの多様な媒体を通じて、幅広い世代への周知も意識し、わかりやすい情報提供に努めています。
			障がい福祉課	計画の策定にあたっては、パブリックコメントの実施や結果の公表などを市のホームページ及び市内各施設への配架や広報紙の掲載などにより周知を図っています。また、障がい者地域自立支援協議会で各委員からご意見を頂戴しており、会議についても公開するとともに、資料や会議録も市のホームページに掲載しています。その他、各行政分野の基本的な計画の策定等の際には、議会に報告しており、その様子はライブ中継、録画配信されています。
			健康課	健康いこま21、食育推進計画、自殺対策計画については、策定にあたり、市民アンケートを送付し、また、市内の事業者や関係団体、市民公募委員などを構成員とした懇話会を複数回開催し、策定の経過に市民から直接の意見をいただいています。また、計画策定前の計画（案）に対しては、市ホームページや公共施設で計画案を公表し、広く市民からの意見をいただくけるように、パブリックコメントを実施しています。 計画策定後については、市ホームページに掲載するとともに、図書館への蔵書とするなど市民の方が望めば閲覧できる環境の整備を行っています。
			都市計画課→【R6から都市づくり推進課】	都市計画マスタープランについて、自治会を対象とした市政研修会での周知を実施した。
			みどり公園課	緑の基本計画については、公募市民や市民団体代表等からなる「緑の市民懇話会」にて毎年事業経過を報告し意見を聴くことでPDCAを回していた。また、計画改定に先立って、進捗を報告の上、各団体の抱える課題や各委員の意見を聴く場を設けた。令和6年度より実施する計画改定にあたっては、引き続き経過や結果を市民と共有し共に推進していくための体制づくりを含めて検討を予定している。
			みどり公園課→【R6から都市づくり推進課】	「生駒駅南口参道周辺街なみ環境整備事業」では景観形成基本計画に示すパターンランゲージを用いて事業を進めており、市民に触れる機会としては、令和5年度にキックオフイベントとして実施した「参道らしい空間の魅力を探るまちあるき」では同計画の内容を紹介するとともにさらに発展させる企画内容とした。
			上下水道部総務課	広報いこまちで年4回「生水だより」という水道事業の情報を載せているページがある。令和3年6月から7回にかけて「生駒市水道事業ビジョン」について、「生駒市水道事業ビジョン」の基本目標である「安全」、「強靱」、「持続」について説明した。
			教育指導課	必要に応じて保護者連絡システム「すぐる」による保護者に向けての情報発信や、市の生涯施設に配架をしてPRをしている。
			子育て支援総合センター	こども政策課（旧：子育て支援総合センター）において所管している計画として子ども子育て支援事業計画があり、経過についても生駒市子ども・子育て会議において調査審議いただいており、会議は公開で実施しております。会議内容については生駒市ホームページで公開しており、それ以外にPRはしていませんが、計画の策定にあたってはパブリックコメント等ひろくご意見をいただきながら引き続き進めて参ります。
			スポーツ振興課	体育施設や窓口に計画冊子を置いており、手に取って見ていただけるようにしている。また、関係団体の会議等において周知を行っている。
	中川委員長	・行政改革における ①コストダウン ②パフォーマンスアップ（生産性上昇） ③有効性分析（エフェクト・アナリシス） の内②及び③を判断する為のツールは用意されていますか。	行政経営課→【R6から企画政策課】	①については、分析集計していますが、②と③については、現制度では特に用意していません。
	相川委員	・総合計画の実施にあたり行政改革推進委員会の提言を反映させる方法は？ 各部局の評価の際に盛り込むなど、次善の策は採っておられますか？	行政経営課→【R6から企画政策課】	行政改革推進委員会での提言はすべて、全庁的に周知し検討を促しています。今後更に総合計画との連動性を高めるために、令和6年度より第6次総合計画第2期基本計画から行政改革大綱を6章に位置付け、総合計画の観点と行政改革の観点での評価を一体的に行うとともに、総合計画のアクションプラン検討のタイミングで行政改革としての年度方針を提示していく予定です。
	相川委員	・計画を策定する際に、どのように当事者（被害者や少数者）や支援者らの声を反映させましたか？ 策定後の計画を当事者を含む多くの人に知ってもらうために、どのような広報の工夫をされましたか？	人権施策課	生駒市人権施策に係る基本計画（第2次）を策定するにあたり、生駒市人権施策審議会の委員として、障がい者団体など当事者等の団体の方に参画頂いたほか、計画案の障がい者に係る分野別施策については、当事者団体にご意見をいただき、計画に反映させる手続きを行いました。また、策定した計画はホームページで公表、冊子は図書館など公共施設に配架して閲覧に供し、概要版のリーフレットは市内公共施設に配架しました。

		相川委員	・障がい者差別禁止法に伴い市政への参画に「合理的配慮」の必要性や工夫を伝えたり、全庁的なチェックを行ったりしておられますか？ また民間事業者や地域団体には、どのような啓発や呼びかけをしておられますか？	人権施策課	生駒市人権施策に係る基本計画（第2次）において、「障がい者」も分野別施策として、市民集会の開催や自治会での地区別懇談会の開催など、障がい者全般に係る理解の促進、偏見や差別意識の解消を図よう進めています。 今年7月の市民集会では、地域共生社会や障がい者をテーマとして、集会を開催することから、会場で障害者差別解消法について、合理的配慮も含めパネル展示など啓発を行う予定です。
		相川委員	・計画を策定する際に、どのように障がい当事者（或いは家族）や支援者の声を反映させましたか？ アンケートを取られたと聞いていますが、対象や回収率は？ 公聴会やヒアリングは行われましたか？ また策定後の計画を当事者を含む多くの人に知ってもらうために、どのような広報の工夫をされましたか？	障がい福祉課	障がい者福祉計画の策定において（第7期） ・障害者手帳所持者1,500人を無作為に抽出して実施した市民アンケートを行い、回収率は58.7%でした。 ・児童通所サービスを利用している19歳以下の子どもの保護者及び児童通所サービスは利用していないがアンケート回答を希望する計684人に実施したお子様の発達に不安のある保護者向けアンケートを行い、回収率は64.8%でした。 また、当事者団体や事業者へのアンケートも行い（それぞれ90%以上の回収率）、当事者団体については、ヒアリング調査の希望も伺いましたが、第7期計画策定時には希望はありませんでした。 策定後の計画については、市内各施設への配架や事業者、障がい者地域自立支援協議会委員への配布などにより周知を図ってまいりたいと思います。
		相川委員	・前述の人権啓発課への質問と同趣旨で、合理的配慮についてどのような浸透の工夫をしておられますか？	障がい福祉課	合理的配慮の必要性については、市役所職員の理解を深めるため職員向けの研修や市民向けの講座（あいさポーター養成講座など）を行っています。今後、民間事業者等に向けても講座等の障がい者理解に向けた啓発を行っていきます。
		相川委員	・都市マス策定時の資料（意識調査等）は、まちづくりに係る他部局職員や市民に還元されていますか？	都市計画課→【R6から都市づくり推進課】	市民意識調査等のデータは、策定時に庁内検討部会（28部署で構成）で共有した。また、市ホームページで地域別の土地利用の方針や資料・データを掲載している。
		相川委員	・上水道・下水道とも大切なライフラインであり、市民にもっと関心を持っていただきたいところですが、ビジョン策定時において、あるいは策定後の啓発広報において、どのように参画と協働を工夫されましたか？（今後される予定ですか？）	上下水道部総務課	出前講座や施設見学会を行い、水道に対する市民の関心を高め、理解を深めてもらっている。 自治会の防災訓練等に参加し、災害時の水道水の確保について説明している。
6	（説明責任） 第20条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。	相川委員	・HPには「部の主要施策」（毎年、市長の施政方針を受けて各部長は年度当初にその年度に取り組む主要な施策（目標）を設定し、年度末には取組の成果を確認し、評価を行います）とあります。年度初めの目標文書は掲載されているのですが、年度末の「部の主要施策取組状況報告書」が不掲載です。条文の趣旨からいえば、載せるべきと考えますがいかがですか？	人事課	部の主要施策については、各年度当初に当該年度において取り組む主要な事業を設定し、公開しているとともに、その達成状況についても、当該年度終了後にHPで公表しています。 https://www.city.ikoma.lg.jp/0000002584.html
		相川委員	・行政経営課の方でも、施策評価は行っておられるようですが、取組状況に記載されていないのはなぜでしょう？（あまり「説明責任」を意識されていないのでしょうか）	行政経営課→【R6から企画政策課】	毎年度、各課が作成した事業評価シート（取組状況を整理したもの）を行政改革推進委員会において事業を評価し、市に提言するとともにホームページで公開しています。第6次総合計画第2期基本計画から行政改革大綱を6章に位置付けたことにより、今後は新たな運用となる中で、引き続き説明責任を意識していきます。
6	（行政組織） 第22条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織を整備するとともに、責任を明確にして、組織の横断的な調整を図らなければならない。	生駒委員	・社会情勢の変化に柔軟に対応していくためには、外部官民組織との人的交流が必須と考えますがその状況はどのようなものでしょうか（職員の出向・副業、他組織からの人員の受け入れ、など）。	人事課	職員の派遣については、国、県、市内公益的法人などに行っております。 他組織からの受け入れとしては、奈良県警や奈良県の教職員を本市職員として任用し、専門的な知見をいかしていただいております。
6	（職員政策） 第23条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、職員の適切な任用及び配置に努めなければならない。 2 市は、職員の資質及び能力の向上のための政策研究及び研修システムを充実し、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。	中川委員長	・前回の見直し時の意見1について、依然として重要だと考える	人事課	今後も引き続き、法令等に関する研修を幅広い階層に対して実施していきます。
		中尾委員	・定年でなく退職する職員が少なからずいる中で、人事評価制度は適正に運用されているのか。	人事課	仕事の進捗について評価する目標達成度評価、日頃の行動について評価する職務行動評価の2つに分けて、評価を行っており、人材育成基本方針等に基づき、適正に運用を行っております。
6	（危機管理） 第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力及び連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。	正垣委員	・災害ごみの一次仮置き場の運用について、市で指針やルールは出しているか？それは、いざというときに周知できる体制になっているか？	環境保全課	災害時のごみの出し方については、毎年発行し各家庭に配布しているごみ収集日程表の他、ごみガイドブック及び市HPにて周知しています。 一次仮置き場は、公用地等のある一定面積以上の近隣公園やグラウンド（22箇所、面積351,647㎡）等としており、発災後は、被災状況の確認や他の利用用途との調整を行ったうえで、候補地の他の機能と調整して、仮置き場の必要箇所を選定します。 仮置き場に関する周知は発災時に使用可能なツール（SNS、広報車、防災行政無線等）を状況に応じて使用して行います。
		相川委員	・災害時要援護者避難支援事業について、自治会によって（加入率や高齢化率の違い）支援者が出すのが難しいケースも出てきているのではないかと推察します。近隣で支援員が見つけれない場合は、どうされていますか？	福祉政策課	自治会長の皆様に避難支援員の選定を依頼する前に市で支援希望者へヒアリングを行っており、その中で「必ず支援員が選定できるわけではない。本人や家族でできることはしていただきたい」という旨を説明しております。また、本事業の対象とする災害は事前避難ができる風水害が対象となっているため、土砂災害ハザードや浸水ハザードに該当がない場合はご自宅にとどまていただくよう案内をしています。 自治会長の皆様には年に1度避難支援員未選定の方がいる場合は人数をお知らせし、避難支援員を選定いただくようお願いをしています。避難支援員が見つからない自治会では、自治会の役員をあて職で定め、災害発生時には動ける方が動くとしている場合や、自治会として見守り対応するとしている場合もあります。 なお、令和6年度より災害時要援護者避難支援事業の内容を令和3年度の災害対策基本法改定に即した事業内容となるよう見直しをおこない、避難行動要支援者避難支援事業として実施していきます。
6	（公聴応答義務） 第28条 市は、市民からの行政に関する意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。 2 市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、その整理及び保存に努めるものとする。	中川委員長	・不当要求への対応については研修がされていますか？	人事課	県の研修センターにおいて、本市職員も参加できるクレーマー対応の研修が毎年実施されており、職員に参加希望を募り、希望者を参加させています。 また今後、市主催のクレーマー対応の研修も実施を検討しています。
		生駒委員	・市民からの意見や要望に対応することはもちろん必要ですが、一方で、不当な要望、苦情については一定の歯止めが必要であり、またカスタマハラスメントから職員を守ることも必要かと思います。	人事課	職員研修も含め、今後、市としてカスタマーハラスメント対策を検討していきます。
6	（財産管理） 第32条 市長は、市が保有する財産の適正かつ計画的な管理及び運用に努めるとともに、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。	生駒委員	・財政状況の公表に関する条例の規定において公表時期が(半年ごとでなく)7月と11月になっているのはなぜですか？ 緊急性はないと思いますが、この規定は現在でも合理的でしょうか？	財政課	各年度の上半期執行状況は、年度の半分終了時の9月31日時点、下半期執行状況は、納税整理期間(支出の事務を整理する期間)終了時の5月31日時点となっています。その時点から広報紙に掲載する最短のタイミングが11月、7月となるため、公表時期をこのタイミングに設定しています。
6	（行政評価） 第34条 市長は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。 2 市長は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。 3 市長は、市民及び専門的知識を有するものによる評価を行うなど、常に評価方法の改善に努めなければならない。	相川委員	【20条にも同じ意見を記載】・行政経営課の方でも、施策評価は行っておられるようですが、取組状況に記載されていないのはなぜでしょう？	行政経営課→【R6から企画政策課】	毎年度、各課が作成した事業評価シート（取組状況を整理したもの）を行政改革推進委員会において事業を評価し、市に提言するとともにホームページで公開しています。第6次総合計画第2期基本計画から行政改革大綱を6章に位置付けたことにより、今後は新たな運用となる中で、引き続き説明責任を意識していきます。